

消防用設備等の点検にアプリが便利です！



点検報告の義務があります

建物の関係者（所有者、管理者など）は、法令に基づいて設置された消火器などの消防用設備等について、定期的に点検を行い、報告する義務があります。

点検を行う頻度

- 機器点検：6か月に1回
- 総合点検：1年に1回

消防署等へ報告する頻度

- 飲食店や宿泊施設など※1：1年に1回
- 共同住宅や事務所など※2：3年に1回

消防用設備等点検アプリとは？

新たに配信を開始した消防用設備等点検アプリをご利用いただくことで、消防用設備等の点検に関する資格がない方でも、ご自身で点検と消防署等への報告書の作成を行うことができます。

消防用設備等点検アプリ

このページについて

初期設定 ?

点検を実施する ?

点検結果を出力する ?

手書きで点検結果報告書を作成する

点検結果を修正する ?

ヘルプ

利用規約

設定

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

アプリで点検できる消防用設備等



消火器

粉末などの消火剤を放出して、初期火災を消火するための器具※3



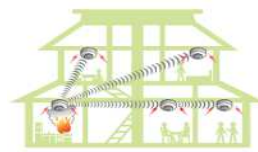
非常警報器具

建物内の人々に、火災が発生した旨等を伝達するための器具



誘導標識

在館者を、避難口や避難すべき方向に誘導するための設備※4



特定小規模 施設用自動 火災報知設備

火災を感知し、在館者に火災が発生したことを報知するための設備※5

消防用設備等点検アプリのダウンロードはこちら

Android 端末を
ご利用の方はこちら

Google Play



iOS 端末を
ご利用の方はこちら

App Store



- ※1 劇場や集会場、遊技場、飲食店、店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設などの建物。または、そのテナントが入居している建物（特定防火対象物）
- ※2 共同住宅、学校、工場、事務所などの建物
- ※3 アプリで点検可能な消火器は、内部及び機能の点検が不要なもの（加圧式：製造年から3年以内、蓄圧式：製造年から5年以内）に限る。
- ※4 アプリで点検可能な誘導標識は、配線等の点検が不要なもの（蓄圧式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く。）に限る。
- ※5 アプリで点検可能な特定小規模施設用自動火災報知設備は、受信機又は中継器が設置されておらず、かつ、自動試験機能を有するものに限る。

届出までの流れ

建物の関係者
(所有者、管理者など)

①ダウンロード・初期設定

②点検時期お知らせ機能

③画面に従って点検を実施

④法令様式に反映し、PDF出力

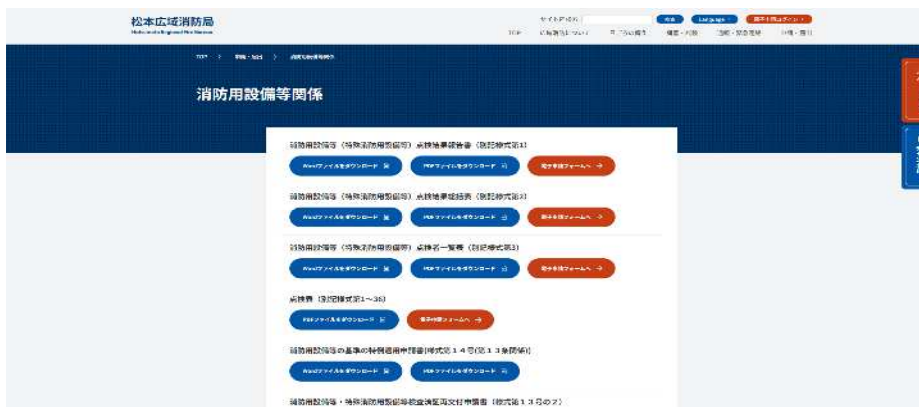
⑤出力されたPDFを印刷し、消防署等に
直接持参、郵送または電子申請により届出

消防用設備等
点検アプリ



電子申請システムでの受付を開始しました！

防火・防災管理、消防用設備等、火災予防条例及び消防同意に係る一部の申請書等
について、松本広域消防局のホームページから電子申請できるようになりました。



申請者



消防署

※電子申請の場合、副本の返却はできません。

【手順方法】

手続は松本広域消防局のホームページの「申請・届出」
メニューをご利用ください。

アクセス先 <https://www.mkouiki119.jp/shinsei/>



【お問い合わせ先】 ※管轄の消防署・出張所にお問合せください。